平成３０年（フ）第１４号
長野県松本市大字里山辺3362番地１　百瀬ハイツ203
債務者　宮田　雅成
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第５１９号
名古屋市天白区高坂町273番地　高坂荘20棟402号
債務者　岩水　克憲
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５３８号
愛知県北名古屋市宇福寺神明102番地１
債務者　田畑　　修
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４５号
宮崎県日向市大字財光寺2761番地172、前住所宮崎県日向市大字財光寺1243番地　コーポディスカルＢ棟103号
債務者　脇田　理絵
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第５８号
青森県黒石市大字黒石字建石31番地10、旧住所青森県弘前市大字清野袋３丁目２番地７
債務者　齋藤　　綾（旧姓比内）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第５９号
青森県弘前市大字広野２丁目７番地７
債務者　佐藤　千里
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第１４３号
神奈川県平塚市新町５番地45　オーシャン湘南新町、住民票上の住所神奈川県伊勢原市神戸473番地　シャルムワタナベ101号
債務者　堺　　勝也
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２７８号
神奈川県厚木市下荻野1173番地１　Ｃｒｅｓｔ　Ｍｕｔｓｕｍｉｎｏｌ　202、前住所神奈川県藤沢市高倉2494番地の19
債務者　福田　優斗
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２２号
島根県浜田市下府町207番地５
債務者　福富　昭次
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第８８号
青森市月見野１丁目24番13号
債務者　駒井　　梓
1　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
熊本県八代市横手町1660番地７
債務者　富田　廣志
1　決定年月日時　平成30年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第３５６号
愛知県長久手市蟹原401番地　ヴィラ長湫702号
債務者　やきとりきたやんこと　北川　聖治
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７４５号
名古屋市中区千代田３丁目25番18号　ホーメストつるまい３Ｃ号
債務者　こりんこと　阿江　光子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４５５号
名古屋市中区千代田３丁目30番３号　ヴィラカレッジ千代田203号
債務者　宮下こずえ
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１４８号
静岡市駿河区小鹿1530番地の２　アルカンシェール207
債務者　斉藤　大樹
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９３５号
大阪市東成区大今里南６丁目28番12号　東洋ビル　205号
債務者　畑野　政行
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部